

## ◎ 軽自動車税に関するお知らせ

### ◆ 税制改正に伴う軽自動車税の税率の引き上げについて

平成28年4月1日より、軽自動車税の税率が変更になります。

税率表（原動機付自転車及び二輪車、小型特殊自動車）

車種区分	税率（年額）	
	平成27年度まで	平成28年度以降
50cc以下	1,000円	2,000円
50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
ミニカー	2,500円	3,700円
二輪車（125cc超250cc以下）	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車（250cc超）	4,000円	6,000円
小型特殊自動車（農耕作業用）	1,600円	2,000円
小型特殊自動車（その他のもの）	4,700円	5,900円

登録されている上記車種の車両全てに新税率が適用されます。

税率表（三輪以上の軽自動車）

車種区分			現行税率	新税率	重課税率	
			平成27年3月31日までの登録車	平成27年4月1日以降の登録車	初年度登録後13年経過（経年車重課）	
軽自動車	三輪		3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	四輪以上	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円

#### ・ 現行税率とは（四輪乗用自家用の場合）

現行税率は、平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両で、新規検査から13年を経過するまで適用される税率です。

※例：平成25年10月に新規検査（新車購入）を受けた場合、平成26～38年度までは7,200円／年となり、平成39年度から12,900円／年となります。

・新税率とは（四輪乗用自家用の場合）

新税率は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両で、新規検査から13年を経過するまで適用される税率です。

※例：平成27年10月に新規検査（新車購入）を受けた場合、平成28～40年度までは10,800円／年となり、平成41年度から12,900円／年となります。

・重課税率とは（四輪乗用自家用の場合）

重課税率は、最初の新規検査から13年を経過した環境負荷の大きい車両に対して適用される税率です。

※例：平成14年12月31日以前までに新規検査（新車購入）を受けた車両7,200円／年が、平成28年度から12,900円／年となります。

※初度検査・・・新車購入時、初めて標識（ナンバー）を取得するための検査。中古車を購入された場合でも、車両が初めて登録された年月は変わりませんのでご注意ください。初度検査年月の確認は、自動車検査証の記載欄をご確認ください。

◆グリーン化特例（軽課）について

平成27年4月1日～平成28年3月31日までに新車登録された三輪及び四輪の軽自動車について、排出ガス性能と燃費性能が優れた環境負荷の少ない車両に、その性能に応じた特例措置（グリーン化特例）が導入され税額が減額されます。

・適用条件

平成27年度中（平成27年4月1日～平成28年3月31日）に新車登録され、下記（ア）～（オ）に該当する車両。

・適用期間

上記条件を満たしている場合、**平成28年度課税分に限り**、減額されます。

税率表（軽四輪以上の乗用車、軽三輪車）

車種区分		税率（年額）		
		（ア）	（イ）	（ウ）
軽四輪以上 乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
軽三輪		1,000円	2,000円	3,000円

（ア）電気自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%低減）

（イ）平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車

（ウ）平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車

税率表（軽四輪以上の貨物用車）

車種区分		税率（年額）		
		（ア）	（エ）	（オ）
軽四輪以上 貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
	自家用	1,300円	2,500円	3,800円

（エ）平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

（オ）平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※（イ）～（エ）については、揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載がされています。

＜お問い合わせ＞

日高町役場 税務課 課税グループ

日高総合支所 地域住民課 総務・税務・住民グループ

電話 01456-2-6184

電話 01457-6-2001